

「あきたびじょん」「あんべいいな秋田県」
キャッチコピー・ロゴマーク使用取扱規程

1 目的

この規程は、「あきたびじょん」「あんべいいな秋田県」キャッチコピー・ロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 使用の手続き

ロゴマーク等は、次の各号のいずれかに該当する者は、その使用開始日までに、秋田県知事（以下「知事」という。）に使用の届出（様式第1号）を行うことで、誰でも使用することができる。

- (1) 秋田県内の市町村、各種団体、事業者及び県民
- (2) 秋田県産の農林水産物や各種物産品・製品等を扱う団体、事業者及び個人
- (3) 秋田県出身又は秋田県にゆかりのある方
- (4) 秋田県のイメージアップを応援してくださる方

3 使用料

ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

4 使用上の留意事項

ロゴマーク等を使用しようとする者は、ガイドラインに定められた使用方法を遵守すること。

5 使用の中止等

知事は、ロゴマーク等の使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止め、又は中止させることができる。

- (1) 秋田県、秋田県産品等の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 秋田県、秋田県産品等に対する正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、知事がマークの使用について不相当と認めたとき。

6 使用状況等の調査

知事は、ロゴマーク等の適正な活用を図るため必要と認める場合、ロゴマーク等の使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

7 使用者の責務

ロゴマーク等が表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任はロゴマークの使用者に帰するものとし、ロゴマーク等の使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

8 その他

この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。